

裁判に参加する制度が導入されました。だが、どんな事件を裁くか知っていますか？

「裁判員裁判は、殺人や強盗等が問題になる刑事案件を扱います。これに関わる刑法とは、どういう行為をするとどんな犯罪になるのか、そしてその犯罪にどんな刑罰を科すのかを定めた法律です。」と、教えてくれたのは、刑法学を研究する佐川准教授です。

刑罰を科すことは、個人の生命・自由・財産を国家が奪うことを意味しますので、被害者に対する損害賠償等が問題になる民事事件とは性質が異なります（罰金刑のお金は被害者に払われるわけではありません）。

佐川准教授の専門は、複数人が犯罪を一緒に犯す国際犯罪にも関心があります。同じ行為でも、その関係で国境を越えて複数人が犯罪を一緒に行っていることによって、法が处罚する定めがない行為は、いかに常識に反しておこことによって、國の恣意的な判断から人々を守る役割もあるのだそう

ありません）。

人間の歴史の中で、刑罰は権力者にとって都合の悪い人を弾圧するために、手段として利用されてきました。

刑法は、

悪い人を防ぐために、犯罪となることを予め定めておくことによって、國の恣意的な判斷から人々を

守る役割もあるのだそ

うです。そのため、法が处罚

するに定めている行為

は、いかに常識に反して

いても罪に問われません。

佐川 友佳子

刑法は、
誰もが知って
おきたい法律です。
裁判員制度が
導入された今、
一層身近な存在に。

YUKAKO SAGAWA
さがわ ゆかこ
法学部 法学科
准教授 博士（法学）
専門分野：刑法学、共犯論

時代や社会を映す法律 法を知ることは 自分を守ること

違う事があるため、国際犯罪の場合、どの国の刑法を適用すれば良いかが問題になることがあります。法律の成り立ちは、それぞれの国によって違うので、そういうたった社会的・文化的背景を尊重しつつ、調和的な解決をどう導くのかが大きな課題です。

実例で、法律を もつと身近に

佐川准教授は、大の旅好き。このような国による文化の違いを肌で感じられるのも魅力だとか。

「本当のことでもツイッターに人を貶めることを」と書き込むのは名誉毀損罪という犯罪にあたります。

佐川准教授は、香川大学OG。都会の大規模な大学に比べ、先生との距離が近く、勉強しやすかったという印象を持っています。

「分からぬ事は、ゼミの教授だけでなく、他のゼミの先生にも気軽に質問しました。将来必要だからと、英語やドイツ語の専門書をいつしょに読んでくださる先生もいました。今考えると、非常に恵まれた環境に居たと思います」。

アットホームな校風は守り続けたい大切なものです。

教える立場になつても、そ

様な状況下で整合性が要求されるのに、時代により変化も求められる。刑法は面白い。



佐川ゼミで使われているテキスト。
毎回1名がレジメを作成し発表。
その後みんなで討論を行います。



の思いは変わりません。